

# 第1章 総合的環境保全対策の推進

複雑多様化する環境問題に適切に対応するため、環境の保全・再生に関する総合的な計画を策定するとともに、多様な主体の取組を促進するためのシステムの構築に努めています。

## 第1節 千葉県環境基本計画

豊かで安心して暮らしていただける千葉の環境を、みんなのちからで築き、次の世代に伝えていくため、千葉県の環境政策のマスタープランとなる新しい「千葉県環境基本計画」を20年3月に策定しました。

### 1. 計画の基本的事項

#### (1) 背景となる基本認識

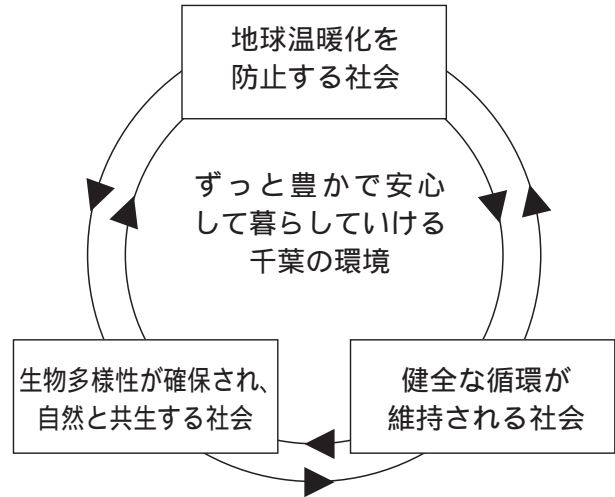
- ・地球温暖化から身近な環境の悪化まで、環境は大きな危機に直面しているが、その根本的な要因は、人の活動の影響が自然の復元能力を上回ってしまっていること。
- ・人の活動が環境に大きな負荷を加え続けていることを一人ひとりが十分認識し、日々の暮らしや経済活動のあり方を見直さなければならない。

#### (2) 基本目標

将来この地に生まれ、この地に集う人々に対しても、現在この地に暮らす人々と同様に、環境の恵みを楽しむ権利が保障されなければならない。私たちには環境を守り育てる責務がある。

ずっと豊かで安心して暮らしていただける千葉の環境を、みんなのちからで築き、次の世代に伝えていく

### (3) 目指す環境の姿



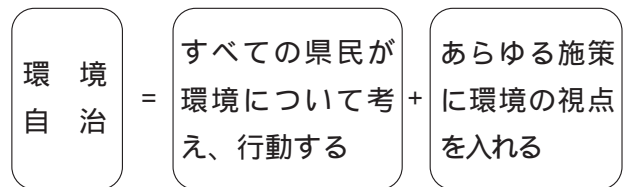
※この3つの側面は、一体不可分の連鎖の中にある。

### (4) 目標年度

平成30年度

### 2. 主な特徴

- (1) 「地球温暖化の防止」と「生物多様性の保全」とを、私たちが直面する一体不可分の環境の危機と認識。
- (2) 基本目標の達成に向けた考え方として「環境自治」という概念を導入。



- (3) 県民、NPO等の民間団体、事業者、教育機関、市町村、県など、さまざまな主体が果たすべき基本的な役割を示すとともに、環境に関する施策ごとにそれぞれの主体に求められる具体的な行動を「みんなの行動指針」としてわかりやすく明示。
- (4) 計画の進捗を表すものとして、施策ごとに計画の進捗を代表して表す指標を掲載。

## 第2節 生物多様性ちば県戦略

「生物多様性ちば県戦略」は、身近な動植物から私たちの生活・文化を含む、あらゆる生物・生命のいとなみの総体としての生物多様性を、県民およびすべての人々が一体となって守り育てるための取り組みとしてまとめたものです。

### 1. 戦略の概要

#### (1) 理念

生命（いのち）のにぎわいとつながりを子どもたちの未来へ

#### (2) 視点

- ・地球温暖化の防止と生物多様性の保全を一体的に捉える視点
- ・多様な人々の生活となりわいの視点
- ・すべての施策の立案と実施に生物多様性の視点を

#### (3) 目標

- ・多様な生物とその豊かな生命（いのち）のつながりを育む社会
- ・生物多様性からもたらされる資源が循環する持続可能な社会
- ・人と自然が調和・共存し、その豊かな自然と文化を守り伝える社会

#### (4) 取組（概ね今後5年程度の施策等）

##### ① 保全・再生の取組

地球温暖化対策の推進、原生、里山・里沼・里海、都市の\*生態系の保全・再生、人工的な都市環境、野生生物の保護管理、外来種の防除及び遺伝子組換え生物の管理等を推進します。

##### ② 持続可能な利用の取組

農林漁業による生物資源の持続可能な利用の推進、生態系がもたらす環境の緩和・安定機能の維持・増進、生物多様性が育む健全な心身と地域文化の維持・継承、生物指標の開発・利用等を推進します。

##### ③ 研究・教育の取組

生物多様性の調査研究の推進とモニタリン

グ体制の整備、生物多様性に関する教育・学習等を推進します。

##### ④ 取組を支える基盤整備

生物多様性センター等の体制整備、多様な主体との連携・協働、条例の制定等取組推進の仕組みづくりなどを推進します。

## 2. 県戦略の推進について

20年4月から、県環境生活部自然保護課内に生物多様性戦略推進室を設け、戦略推進グループと生物多様性センターを設置し、全庁を挙げて戦略に掲げた施策を推進します。なお、生物多様性センターは、県中央博物館内に置きます。

## 第3節 ちば環境再生基金

### 1. 基金の設置

14年2月に策定した「ちば環境再生計画」に基づき、里山などの自然の荒廃、不法投棄などの負の遺産の解消、化石燃料の大量消費による地球温暖化と大量廃棄による廃棄物問題などへの対応を図るために、ふるさとの豊かな環境づくりに共に参加する思いを託せる県民総参加による基金を、財団法人千葉県環境財団に設置しています。

### 2. 基金の運営

基金を適正に運営し、基金による事業を公正かつ適切に実施するために、学識経験者、NPO、地元経済界などで構成する「ちば環境再生推進委員会」を設置しています。また、専門的な検討を行うために推進委員会の中に4つの部会が設置され審査、検討を行っています。

### 3. 基金の造成

600万県民が総ぐるみで行う募金活動で基金を造成します。

募金活動は、環境への関心を高めてもらう広報啓発活動を行いながら実施し、19年3月31日現在2,757件で、1,108,820,103円となっています。

## 4. 基金の事業内容

### (1) NPO環境活動への助成

#### ア 公募による事業助成

県民自らの手で貴重な自然を保全するとともに、ふるさと千葉の環境を再生する自発的・継続的な活動を支援するため、10人以上のNPO団体などが県内で行う「自然環境の保全、自然環境の再生、体験的環境学習、省資源・リサイクル」の活動に対して公募により助成（事業費の2分の1以内で、50万円を上限。）を行っています。18年度は15事業に対して助成しました。

#### イ 民間助成制度とのタイアップ

世界自然保護基金（WWF）ジャパンが行う助成事業の審査を通過した団体・個人が行う県内での活動に対して、基金による再審査のうえ助成を行っていますが、18年度の申請はありませんでした。

### (2) 市町村による戦略的自然再生事業への助成

市町村が対象地域の位置付けや保全目標を明確にして、地域の住民等と連携を図りながら計画的に実施する自然環境や田園環境の保全・再生の事業へ助成（事業費の2分の1以内で、1事業1,000万円限度、複数年可。）を行っています。18年度は4事業に対し助成しました。

### (3) 負の遺産対策への助成

廃棄物の不法投棄などの負の遺産対策については、原因者による撤去を原則としています。

しかし、原因者が特定できない不法投棄や廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規制以前に処分された廃棄物で、緊急に対策を実施しないと県民の生活環境に影響を及ぼす恐れがあるものを対象に、市町村などからの申請を受けて、基金より助成（対象経費の4分の3以内）を行っています。18年度の申請はありませんでした。

### (4) 基金によるモデル事業

資源循環型社会づくりのモデル事業として、県民の自主的な参加による「なのはなエコプロジェクト」を主唱し、参加団体に助成（1団体10万円を上限、5年間を限度。19年度からは上限額を15

万円に変更。）を行っています。

このプロジェクトは、休耕田などに植えた菜の花などの資源作物から植物油を採り、その廃食油を原料に石けんを作ったりする資源循環体験活動を通じて、資源循環社会づくりなどへの理解を深めてもらうことを目的としています。

18年度、菜の花による活動に3団体、ヒマワリによる活動に6団体がそれぞれ参加し、種の収穫、搾油、環境学習活動を行いました。

## 第4節 「バイオマス立県ちば」の推進

本県は全国有数の農林水産業、商業、流通業、製造業の技術・インフラ及び学術研究機関の集積など、\*バイオマスを利活用するうえで高い可能性を持っています。それらを最大限に活用し、競争力のある産業と豊かな環境が両立する活力に充ちたバイオマス立県を目指すため、その施策の方向性や推進の方策を明らかにした「バイオマス立県ちば推進方針」を15年5月に策定しました。

この方針では、\*バイオマスタウンの中核となる施設を22年までに10箇所程度構築することを目指しており、その方策として、事業者支援、国等との連携強化、普及啓発活動、共同研究プロジェクト等を行っています。

## 第5節 環境マネジメントシステム

### 1. 環境マネジメントシステムの構築について

近年、地球規模の環境問題や都市・生活型の環境問題への対応が大きな課題となっている中で、県民や事業者が環境に配慮した行動を実践し、現在の大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムを環境負荷の少ない循環型社会へ変革していくことが必要とされています。

そこで、県民や事業者が環境に配慮した自主的な取り組みを促す立場として、自ら率先して\*ISO14001を適用した環境マネジメントシステムを構築し、13年4月からその運用を開始し、環境保全対策の計画的かつ総合的な推進及び日常

活動や事業活動に伴う環境負荷のより一層の低減に努めています。なお、14年2月には、知事部局の本庁を登録範囲にISO14001の認証を取得し、18年2月に2004年版への移行審査が実施されたところです。

## 2. 環境マネジメントシステムの概要

### (1) 策定

13年3月、「千葉県地球環境問題連絡会議（副知事を会長に、各部長で構成）」で審議を行い、知事により決定しました。

### (2) 適用範囲

このシステムは、県の全ての機関（本庁及び出先機関）が行う事務・事業を対象としています。

### (3) 環境方針

県の事務・事業活動に伴う環境負荷を低減して環境保全を図るため、「千葉県環境基本条例」や「千葉県環境基本計画」の基本的考え方等を踏まえ環境方針を定め、文書化して全職員へ周知するとともに、広く一般に公表しています。環境マネジメントシステムの基本的な方針として、

- ・環境保全施策の計画的・総合的な推進
- ・日常活動における環境負荷の一層の低減
- ・事業活動における環境影響の一層の低減等を掲げています。

### (4) 環境目的

環境マネジメントシステムの基本的な方針として、日常活動や事業活動における環境負荷の一層の低減等を掲げ、環境方針を実現するため「電気等のエネルギーの削減」や「紙類の使用量の削減」、「廃棄物の削減」等30項目を設定しています。

### (5) 目標の設定

環境目的の具体的な達成度を評価するための指標である目標として、76項目を設定しています。主な目標は次のとおりです。

- ア 日常活動における環境負荷の一層の低減
- ・電気の使用量を12年度に比べて、22年度までに5%削減する。
  - ・コピー用紙及び外部に発注する印刷物の紙使用量を13年度に比べて、22年度までに25%削減す

る。

- ・本庁舎における一般廃棄物の発生量を12年度に比べて22年度までに5%削減する。
  - ・事務用品における環境配慮物品の調達率を22年度までに100%とする。
- イ 事業活動における環境影響の一層の低減
- ・県公共事業のアスファルト・コンクリート魂の再資源化率を22年度までに100%とする。
  - ・県公共事業の建設発生土の有効利用率90%以上を維持する。
  - ・上水道施設から発生する汚泥のリサイクル率を22年度までに98%以上を維持する。
  - ・下水道処理施設から発生する汚泥のリサイクル・減量化率を85%以上とする。
  - ・延床面積が一万㎡以上の大規模施設を管理運営委託する場合には、「環境に配慮した管理運営計画」を委託者に提出させる。

### (6) 実施体制の確立

本システムの着実な運営を図るため、環境管理責任者（環境生活部長）、環境活動責任者（各部局庁の長）、環境活動推進員（全所属長）を設けました。

### (7) 研修の実施

環境目的及び目標を実現するためには、職員一人ひとりの自覚と日常的な努力が特に重要なことから、各部局庁に環境研修責任者を、また全所属に環境研修推進員を置き、各所属において一般職員研修等を実施しました。

### (8) 環境監査と知事による見直し

環境監査員（県職員）による環境監査を実施して、各部局庁の運用実績を評価するとともに、知事による見直しを行い、システムの継続的な改善を図ります。

### (9) 運用実績の公表

運用実績は、毎年度、インターネットなどを通じて広く一般に公表します。

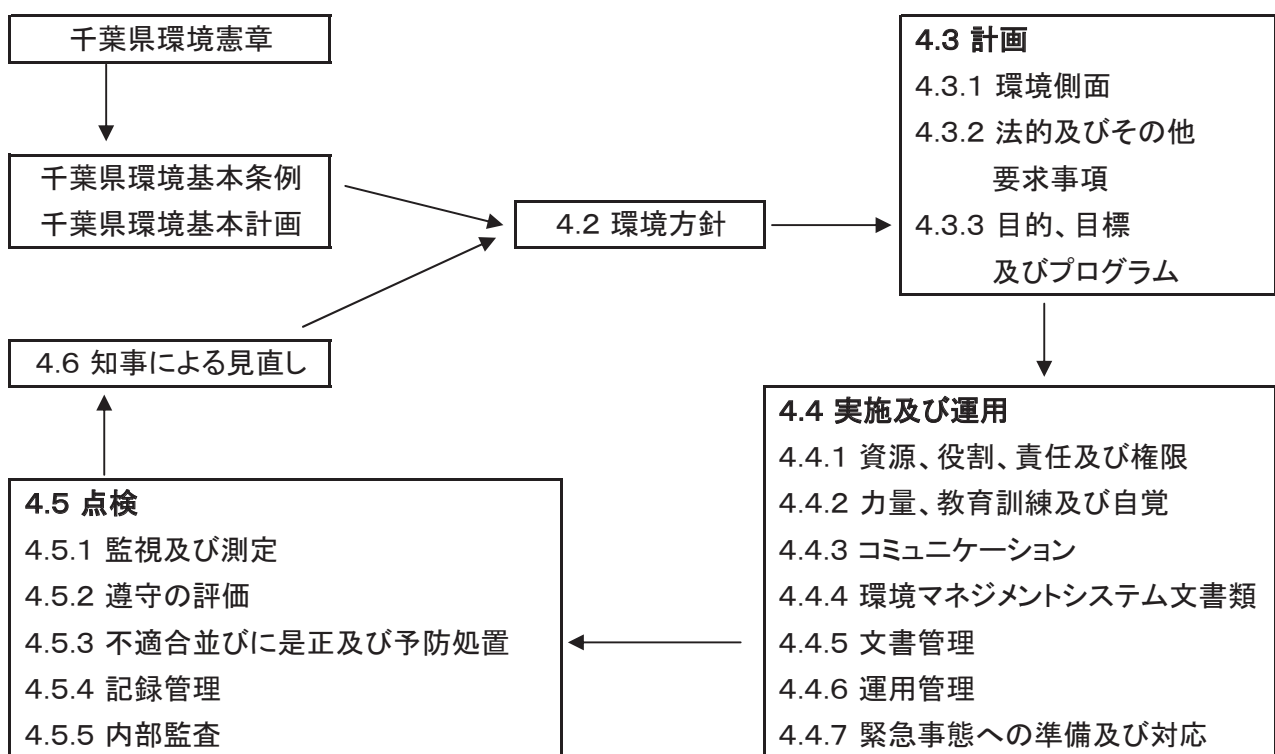
## 3. ISO 14001 をめぐる動き

環境マネジメントシステムの国際的な標準規格であるISO14001は8年に規格が発行されて以

来、我が国の認証取得件数は着実に増加しており、(財)日本適合性認定協会のデータによると、19年3月末現在で、19,779件となっています。また、県内の認証取得件数は、19年3月末現在で、460件あります。

環境マネジメントシステムの体系を次のように定め、[環境方針]から始まる[計画]―[実施及び運用]―[点検]―[知事による見直し]による継続的な改善を目指す。

### 環境マネジメントシステム



## 環境方針

### 1 基本理念

私たちの生活は急速な経済発展に伴い、より便利で快適なものになりました。その代償として、生態系への影響をはじめ、自動車による大気汚染、生活排水や廃棄物等生活に起因する都市・生活型の環境問題から地球の温暖化、オゾン層の破壊などの地球的なものまで様々な環境問題を引き起こすこととなりました。

21世紀は環境の世紀といわれ、環境への過大な負荷を後世に残さない社会を構築し、豊かな自然を将来の世代に引き継ぐとともに、美しく潤いのあるふるさとの調和のある発展を図ることが急務となっています。また、将来にわたる持続的発展を可能にするためには、日常生活、産業活動、社会基盤整備などあらゆる面において環境に配慮し、環境への負荷の少ない循環型社会づくりを進めることが重要になっています。

そこで千葉県は、県政運営に当たって「環境優先」を理念とし、環境の保全、再生及び創造をすべての施策の基本とします。また、県民や事業者へ環境に配慮した自主的な取り組みを促す立場として、自ら率先してISO14001を適用した環境マネジメントシステムを構築し、環境保全施策の計画的かつ総合的な推進や事務・事業に伴う環境負荷のより一層の低減に努めます。

### 2 基本方針

- (1) 循環社会の構築、自然との共生、地球環境保全への貢献及び共に実践する環境保全活動の促進に向け各種施策を計画的かつ総合的に進めます。
- (2) オフィス活動において、省エネ・省資源の推進、廃棄物の削減・リサイクルの徹底に取り組み、環境負荷のより一層の低減に努めます。
- (3) 公共事業などの事業活動に伴う環境への影響について環境目的・目標を定め、環境負荷を低減させるための取り組みを進めます。
- (4) 環境関連の法令や条例等を遵守し、環境汚染の未然防止に努めます。
- (5) 全ての職員に環境に配慮した行動が定着することを目指し、環境に対する意識の一層の向上を図ります。
- (6) 環境マネジメントシステムを定期的に見直し、継続的な改善に努めるとともに、環境方針及び運用実績は広く一般に公表します。

平成14年1月23日

千葉県知事 堂本 暁子

## 環境目的及び目標登録表

制 定 平成13年 3月26日  
最終改定 平成19年 3月30日

○環境保全施策の計画的・総合的な推進

環境方針	目 的	目 標	現 況
I 循環社会の構築	1 健全な自然の物質循環の確保	○ 大気中の二酸化窒素の環境基準の達成率を平成22年度までに100%とします。	一般局 100% 自排局 93.1% (H17年度)
		○ 大気中の浮遊粒子状物質の環境基準の達成率を平成22年度までに100%とします。	一般局 100% 自排局 96.4% (H17年度)
		○ 低公害車の普及台数を平成22年度までに2万台とします。	13,456台 (H17年度末)
		○ 大気中の有害大気汚染物質（ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン）の環境基準達成率を平成22年度までに100%とします。	ベンゼン 96% トリクロロエチレン 100% テトラクロロエチレン 100% (H17年度)
		○ アスベスト含有建設資材を使用している建築物解体现場への立入検査を、毎年度100%実施します。	作業現場 100% (H17年度)
		○ 道路に面した地域の騒音の環境基準達成率を平成22年度までに100%とします。	82.0% (面的評価) (H17年度)
		○ 水質のBOD / CODの環境基準達成率を平成25年度までに64.6%に向上させます。	62.4% (H17年度)
		○ 東京湾のCODの環境基準達成率を平成21年度までに60%に向上させます。	45.5% (H17年度)
		○ 印旛沼のCOD値を減少させます。	9.6mg / ℓ (75%値) (H17年度)
		○ 手賀沼のCOD値を減少させます。	9.3mg / ℓ (75%値) (H17年度)
		○ ダイオキシン類の土壌の環境基準の達成率100%を維持します。	100% (H17年度)
		○ 年間2cm以上の地盤沈下をなくします。	0.3km <sup>2</sup> (H17年度)
		2 環境に配慮した社会システムの構築	○ 1人1日当たりのごみ排出量を減少させます。
	○ 一般廃棄物のリサイクル率を向上させます。		24.2% (H16年度)
	○ ごみの減量・減容処理率を向上させます。		91.6% (H16年度)
	○ 産業廃棄物の最終処分量を削減します。		68万t (H16年度)
	○ 産業廃棄物の再資源化率を向上させます。		61.8% (H16年度)

環境方針	目的	目標	現況	
Ⅱ 自然との共生	1 地域の特性に応じた豊かな自然環境の保全	○ 自然環境保全地域等の面積を拡大させます。	自然環境保全地域等の面積 1,956ha (H17年度末)	
		○ 鳥獣保護区の指定・確保に努めます。	42,033ha (H17年度末)	
	2 自然を身近に感じられる快適環境の形成	○ みどりとのふれあい空間の面積を拡大します。	9,917ha (H17年度末)	
		○ 水辺に親しめる海岸・河川づくりを推進し、緩傾斜護岸等を平成22年度までに7.1km整備します。	6.8km (H17年度末)	
	3 人と自然とのふれあいの確保	○ 自然公園ビジターセンターなどの利用者数を平成22年度までに年間158千人に増加させます。	144千人 (H17年度)	
		○ 県民の森の利用者数を増加させます。	94万人 (H17年度)	
		○ 自然歩道の整備延長を平成22年度までに301kmにします。	290km (H17年度末)	
	Ⅲ 地球環境保全への貢献	1 地球環境問題への貢献	○ 県内の温室効果ガスの総排出量を平成22年までに73,335千t-CO <sub>2</sub> に削減します。	81,378千t-CO <sub>2</sub> (H14年)
	Ⅳ 共に実践する環境保全活動の促進	1 環境学習の推進	○ 環境学習への参加者数を毎年度17千人にします。	16,788人 (H17年度)
○ 環境学習指導者養成講座の修了者を平成22年度までに1,550人に増加させます。			1,143人 (H17年度)	
○ 環境学習拠点（環境研究センター環境学習施設、手賀沼親水広場、いすみ環境と文化のさと、飯岡刑部岬展望館、行徳野鳥観察舎）の利用者数を増加させます。			171,174人 (H17年度)	
2 環境に配慮した自主的行動の促進		○ 環境保全を活動目的とするNPOの活動を促進します。	284団体 (H17年度末)	
		○ みどりのボランティアの登録者数を平成22年度までに850人にします。	724人 (H17年度末)	
		○ 県内のISO14001及びエコアクション21の認証取得件数を平成22年度までに870件に増加させます。	431件 (ISO14001) (H17年度末)	
		○ 芝草の無農薬管理技術の研究及び普及に努め、平成2年度以降開設のゴルフ場における無農薬管理の取組みを促進させます。	52件 (H16年度)	
○ 「ちばエコ農産物」の栽培面積を拡大させます。		2,019ha (H16年度)		



○日常活動における環境負荷の一層の低減

環境方針	目的	目標	現況
I エネルギーの削減	1 電気の使用量の削減	○ 本庁及び出先機関における電気の使用量を平成12年度に比べて、平成22年度までに5%削減します。＜実行計画＞	本庁 27,886千kwh 119kwh/㎡ 出先機関 119,739千kwh 40kwh/㎡ (H17年度)
		○ 流域下水道の終末処理場における流入水量千㎡当たりの電気の使用量を平成16年度に比べて、放流水質を確保しつつ削減に努めます。＜実行計画＞	461kwh/千㎡ (H16年度)
		○ 県立病院（7病院）における電気の使用量を医療の質に配慮しながら、平成16年度に比べて増加させないように努めます。＜実行計画＞	31,505千kwh (H17年度)
		○ 水道局の浄・給水場における配水量1㎡当たりの電気の使用量を平成18年度から22年度までの5年間で、安定給水を確保しつつ、5%以上削減するよう努めます。＜実行計画＞	163,043千kwh 496kwh/千㎡ (H17年度)
		○ 企業庁の取・浄・給水場における配水量千㎡当たりの電気の使用量を平成16年度に比べて、給水義務を確保しつつ削減に努めます。＜実行計画＞	43,910千kwh 160kwh/千㎡ (H17年度)
	2 都市ガスの使用量の削減	○ 本庁及び出先機関における都市ガスの使用量を平成12年度に比べて、平成22年度までに15%削減します。＜実行計画＞	本庁 1,102千㎡ 出先機関 6,457千㎡ (H17年度)
		○ 水道局の浄・給水場における配水量千㎡当たりの都市ガスの使用量を平成16年度に比べて、安定給水を確保しつつ増加させないように努めます。＜実行計画＞	1,580千㎡ 4.8㎡/千㎡ (H17年度)
	3 ガソリンの使用量の削減	○ 本庁及び出先機関におけるガソリンの使用量を平成12年度に比べて、平成22年度までに15%削減します。ただし、警察業務に使用する車両を除きます。＜実行計画＞	本庁 173kl 出先機関 943kl (H17年度)
	4 重油の使用量の削減	○ 本庁及び出先機関における重油の使用量を平成12年度に比べて、平成22年度までに15%削減します。＜実行計画＞	本庁 67kl 出先機関 2,047kl (H17年度)
		○ 船舶用における重油の使用量を平成16年度に比べて、増加させないように努めます。＜実行計画＞	出先機関 1,595kl (H17年度)
	5 軽油の使用量の削減	○ 車両及び船舶用の軽油の使用量を平成12年度に比べて、平成22年度までに15%削減します。ただし、警察業務に使用するものを除きます。＜実行計画＞	本庁 48kl 出先機関 461kl (H17年度)
	6 灯油の使用量の削減	○ 本庁及び出先機関における灯油の使用量を平成12年度に比べて、平成22年度までに15%削減します。ただし、警察業務に使用するものを除きます。＜実行計画＞	出先機関 2,390kl (H17年度)

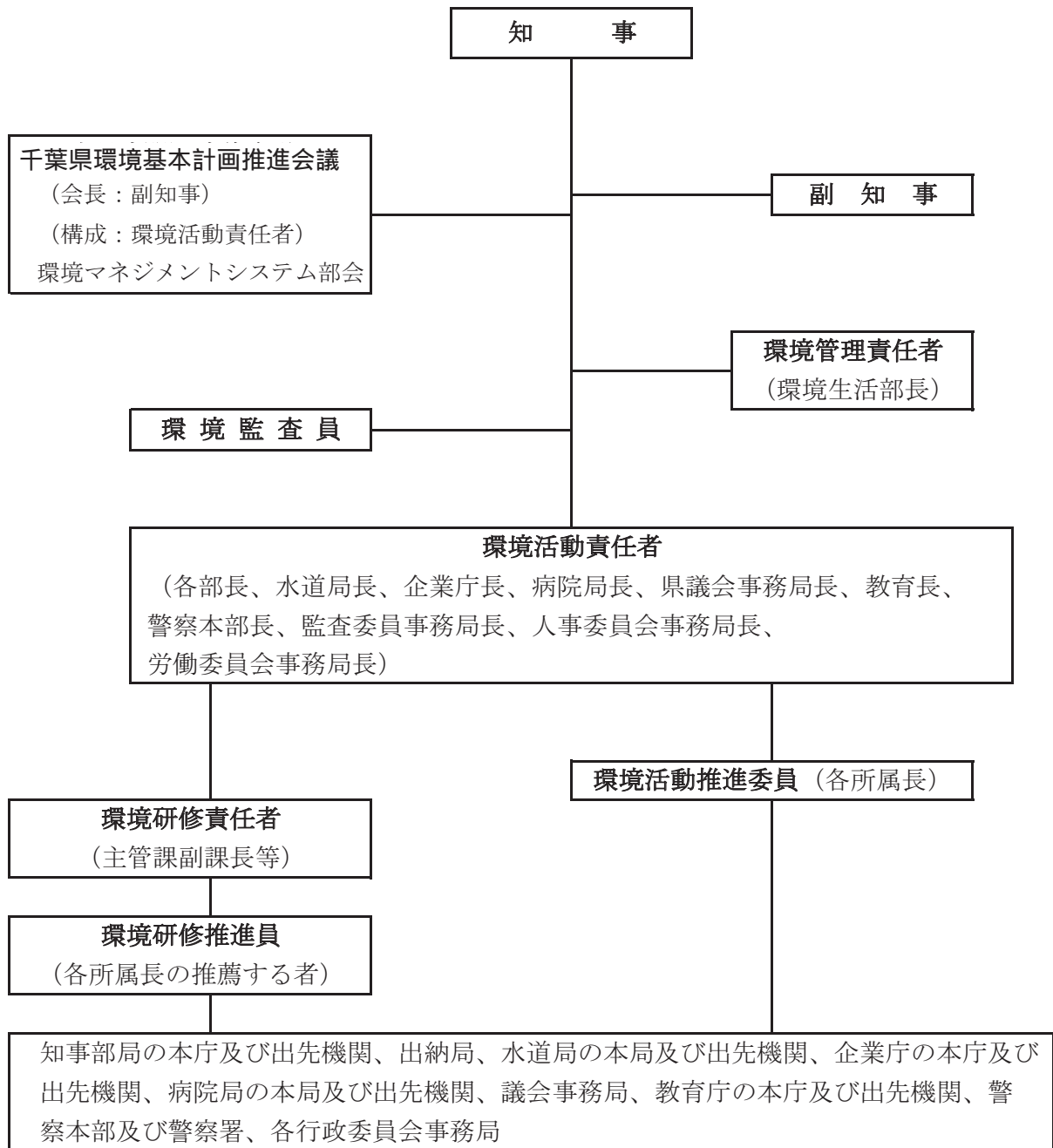
環境方針	目的	目標	現況
		○ 水道局の浄・給水場における配水量千 $\text{m}^3$ 当たりの灯油の使用量を平成16年度に比べて、安定給水を確保しつつ増加させないように努めます。＜実行計画＞	586kl 1.8 $\ell$ /千 $\text{m}^3$ (H17年度)
		○ 企業庁の浄水場における配水量千 $\text{m}^3$ 当たりの灯油の使用量を平成12年度に比べて、増加させないように努めます。＜実行計画＞	560kl 9.4 $\ell$ /千 $\text{m}^3$ (H17年度)
Ⅱ 省資源の推進	1 紙使用量の削減	○ コピー用紙及び外部に発注する印刷物の紙使用量を平成13年度に比べて平成22年度までに25%削減します。＜実行計画＞	(A4換算) 本庁 325,700千枚 出先機関 208,256千枚 (H17年度)
	2 環境配慮物品調達の推進	○ 本庁及び出先機関の事務用品における環境配慮物品の調達率を平成22年度までに100%とします。ただし、環境配慮物品が製造されていない事務用品を除きます。＜実行計画＞	本庁 97.9% 出先機関 88.5% (環境配慮物品調達方針で数値目標を定めた品目の調達率の平均) (H17年度)
		○ 本庁及び出先機関におけるコピー用紙の再生紙(古紙配合率100%)の利用率を平成22年度までに100%とします。＜実行計画＞	本庁 99.6% 出先機関 97.7% (H17年度)
		○ 本庁及び出先機関における外部に発注する印刷物の再生紙(古紙配合率70%以上)の利用率を平成22年度までに100%とします。＜実行計画＞	96.6% (H17年度)
		○ 公用車の導入総数に占める環境に優しい自動車(千葉県における環境配慮物品調達方針に定める自動車)の導入割合を100%とします。ただし、特殊車両等規定する車両がないものを除きます。＜実行計画＞	96.6% (H17年度：低公害車の概念は旧基準)
	3 水使用量の削減	○ 本庁及び出先機関における水の使用量を平成12年度に比べて、平成22年度までに15%削減します。＜実行計画＞	本庁 296,254 $\text{m}^3$ 出先機関 2,218,101 $\text{m}^3$ (H17年度)
Ⅲ 廃棄物の削減・再資源化	1 廃棄物の削減	○ 本庁舎(県庁本庁舎、中庁舎、議会棟、警察本部庁舎、亥鼻別館)における一般廃棄物の発生量を平成12年度に比べて、平成22年度までに5%削減します。＜実行計画＞	743,389kg (H17年度)
		○ 本庁舎における一般廃棄物のリサイクル率を向上させます。＜実行計画＞	66.5% (H17年度)
		○ 本庁舎以外における一般廃棄物の発生量を平成13年度に比べて、平成22年度までに5%削減します。＜実行計画＞	7,766,997kg (H17年度)
	2 医療系廃棄物の適正な処理	○ 医療系廃棄物について、引き続き適正な処理を図ります。	

○事業活動における環境影響の一層の低減

環境方針	目的	目標	現況
I 公共事業における環境影響の低減	1 環境に配慮した工事の実施	○ 県が発注する全ての工事について、「環境に配慮した工事実施計画」を請負業者に提出させます。	99.2% (提出させた件数割合) (H17年度)
	2 建設副産物のリサイクルの推進	○ アスファルト・コンクリート塊の再資源化率を平成22年度までに100%とします。	99.6% (H17年度)
		○ コンクリート塊の再資源化率を平成22年度までに100%とします。	99.7% (H17年度)
		○ 建設発生木材の再資源化・縮減率を95%以上を維持します。	96.7% (H17年度)
		○ 建設汚泥の再資源化・縮減率を75%以上を維持します。	94.4% (H17年度)
		○ 建設混合廃棄物の排出量を平成12年度に比べて、平成22年度までに50%削減します。	5千t (H17年度)
		○ 建設発生土の有効利用率90%以上を維持します。	92.6% (H17年度)
	3 環境に配慮した資材の使用	○ 熔融スラグの利用の推進を図ります。	10,257 t (H17年度)
		○ エコセメントの利用の推進を図ります。	807 t 1,857m <sup>3</sup> (H17年度)
		○ 熱帯木材型枠の全型枠に占める割合の削減を図ります。(土木工事を除く)	4.0% (H17年度)
		○ 間伐材の利用の推進を図ります。	774m <sup>3</sup> (H17年度)
	4 大気汚染の軽減	○ 建設機械の排気ガスによる大気汚染の軽減を図ります。	98.5% (対策を実施した件数割合) (H17年度)
	5 騒音・振動の軽減	○ 建設機械の騒音・振動の軽減を図ります。	96.1% (対策を実施した件数割合) (H17年度)
6 自然の景観及び生態系の維持保全	○ 自然公園特別地域において、1ha以上(道路は延長2km若しくは幅員10m以上)の開発工事を行う場合は、事前に環境調査を行います。	該当公共事業8件 (H17年度)	
7 電子入札の推進	○ 公共工事に係る入札について全案件を電子入札により実施します。	200件(見込み) (H18年度)	
II 上・下水道の維持管理における環境影響の低減	1 上水道施設から発生する汚泥のリサイクルの推進	○ 上水道施設から発生する汚泥のリサイクル率について、平成22年度で98%以上を維持します。	97.9% (H17年度)
	2 下水道処理施設から発生する汚泥のリサイクルの推進	○ 下水道施設から発生する汚泥のリサイクル・減量化率を85%以上とします。	85.4% (H17年度)
	3 工業用水施設から発生する汚泥のリサイクルの推進	○ 工業用水施設から発生する汚泥のリサイクル率を80%以上とします。	82.5% (H17年度)

環境方針	目 的	目 標	現 況
Ⅲ大規模施設の管理運営における環境影響の低減	1 環境に配慮した大規模施設の管理運営	○ 延床面積が1万㎡以上の大規模施設を管理運営委託する場合は、「環境に配慮した管理運営計画」を受託者に提出させます。	対象施設 ・文化会館 ・幕張メッセ国際展示場 ・かずさアカデミアホール ・国際総合水泳場

## 環境マネジメントシステムを推進するための組織の体制



## 第6節 エコテク・サポート制度 ～環境技術推進制度～

### 1. 制度の内容

多様化する環境問題に対応し、本県に適した環境改善対策について、民間の技術を広く活用して環境問題に積極的に取り組むこととして9年11月に民間企業と共同研究等を進める環境新技術推進制度を創設しています。

対象とする環境新技術は公害防止技術、自然環境の維持回復、地球環境問題に関連する技術であって、実用化の見込みが高いもの、環境負荷が少ないもの、費用対効果が妥当なものであり、県の施策に合致し、本県に適応可能な技術としています。

対象者は民間の事業者(原則として個人は除く。)であって、事業遂行に必要な技術面、資金面での能力を有するものを対象とし、県は、必要に応じて共同研究及び公開試験の機会の提供を行います。

### 2. 制度の適用実績

共同研究については、19年3月までに、廃棄物の処理システムの構築に関する研究3件、都市排水路等の水質浄化施設の開発に関する研究1件、窒素酸化物対策用光触媒塗料の開発に関する研究1件及び竹炭を利用した土壌浄化システムに関する研究1件の申し出があり、技術開発のための研究が実施されました。

公開試験については、道路沿道の大気浄化技術及び手賀沼の水質浄化技術に関する2課題の公募行い、道路沿道の大気浄化の課題は、二酸化チタン等の光触媒を用いた窒素酸化物の除去のための6技術、手賀沼の水質改善に関する課題では21技術について、現地において公開試験が実施されました。

### 3. 環境関連産業振興事業

今日の環境問題の克服のためには、環境への負担の少ない持続可能な経済社会を構築する必要がある。

あります。その中で、環境関連産業は、21世紀において大きな成長が見込まれる新規成長分野で、特に雇用面や市場面での著しい成長が期待される産業です。

そこで、本県でも、環境関連産業における新事業創出の促進を図るため、東京大学・千葉大学等の県内理工系大学、企業、産業支援技術研究所・環境研究センター等の公設試験研究機関等が参加する産学官連携の「千葉県環境新技術開発事業化研究会」を開催しています。

研究会では、情報提供や意見交換に加えて、環境ビジネスと関係者との交流を図るシンポジウムの開催や、バイオマス、リサイクル、水・大気の方科会、リサイクル施設見学会等の活動を行い、環境関連分野に取り組む企業を支援しています。

## 第7節 公害防止計画

### 1. 千葉地域公害防止計画の策定

#### (1) 策定の経緯

公害防止計画は、現に公害が著しい地域又は今後人口や産業の急速な集中などにより公害が著しくなるおそれのある地域を対象に、公害の防止に関する諸施策を総合的・計画的に講ずることにより公害の防止を図ることを目的として、環境基本法第17条の規定に基づき都道府県知事が策定し環境大臣の同意を得る計画です。

この制度は昭和45年度にスタートし、19年3月末現在25都道府県31地域で計画を策定しています。

本県では、昭和45年度に千葉・市原地域、47年度に江戸川流域地域の公害防止計画を策定し、その後、49年度に両計画を統合して計画地域を15市町に拡大した千葉臨海地域公害防止計画を策定し、54年度からさらに期間を5年間延長しました。

59年度には、臨海地域に隣接している印旛沼、手賀沼の水質悪化が著しく、浄化が必要であることなどから、15市町から26市町村へと大幅に地域拡大し、元年度には本計画の名称を「千葉地域公害防止計画」と変更し、計画地域を旧計画地域の26市町村に関宿町を加え27市町村として、地域を

拡大し、13年度まで実施してきました。

14年度には前計画から、酒々井町、印旛村及び本埜村を除外し24市町と地域を縮小しました。

19年10月5日に環境大臣から、21市（前計画から浦安市を除外）の地域を対象とした新たな公害防止計画の策定指示があり、これを受け、県では関係市町と協力して22年度末を期限とする新計画を策定し、20年3月に環境大臣の同意を得ました。

## （２）計画の概要

### ア 計画期間

19年度から22年度までの4年間

### イ 計画策定地域

千葉市、市川市、船橋市、木更津市、松戸市、野田市、成田市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、印西市及び白井市の区域（合計21市）

### ウ 計画の目標

計画の目標は表2-1-1のとおりであり、目標が全体として、22年度末を目途に維持達成されるよう努めます。

### エ 計画の主要課題

#### （ア）自動車交通公害

大気汚染及び騒音の著しい沿道における自動車交通公害の防止を図ります。

#### （イ）印旛沼・手賀沼の水質汚濁

印旛沼・手賀沼のCODに係る水質汚濁・窒素及び燐による富栄養化の防止を図ります。

#### （ウ）東京湾の水質汚濁

東京湾のCODに係る水質汚濁・窒素及び燐による富栄養化の防止を図ります。

#### （エ）地下水汚染

トリクロロエチレン等による地下水汚染の防止を図ります。

### オ 公害防止計画事業の進捗状況

計画における計画事業費の総額は約3,194億円です。その内訳は、地方公共団体が実施する事業に要する経費が約2,642億円、事業者が行う事業に要する経費が約552億円です。

#### （ア）地方公共団体等が行う事業

計画において県及び市町村が主体となって講ずることとした主な公害対策事業は表2-1-2のとおりです。

なお、事業別の計画事業費は表2-1-3のとおりです。

#### （イ）事業者の行う事業

計画において、事業者が行う大気、水質及び騒音等関係公害防止施設に係る計画事業費は表2-1-4のとおりです。

表2-1-1 計画の目標

区 分		項 目	目 標
1	大気汚染	浮遊粒子状物質 光化学オキシダント	「大気の汚染に係る環境基準について」 (昭和48年5月8日環境庁告示第25号) 第1に定める環境基準 ・浮遊粒子状物質1時間値の1日平均値が0.10mg/m <sup>3</sup> 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m <sup>3</sup> 以下であること。 ・光化学オキシダント1時間値が0.06ppm以下であること。
		二酸化窒素	「二酸化窒素に係る環境基準について」 (昭和53年7月11日環境庁告示第38号) 第1に定める環境基準及び第2の2 1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
		ベンゼン	「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」 (平成9年2月4日環境庁告示第4号) 第1に定める環境基準 1年平均値が0.003mg/m <sup>3</sup> 以下であること。
		ダイオキシン類	「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。） 及び土壌の汚染に係る環境基準について」 (平成11年12月27日環境庁告示第68号) 第1の1に定める基準値 1年平均値が0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下であること。
2	水質汚濁	ア 公共用水域	「ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁（水底の底質の汚染を含む。） 及び土壌の汚染に係る環境基準について」 (平成11年12月27日環境庁告示第68号) 第1の1に定める基準値 ・水質（水底の底質を除く。）1年平均値が1pg-TEQ/l以下であること。 ・水底の底質150pg-TEQ/g以下であること。
		イ 地下水	「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」 (平成9年3月13日環境庁告示第10号) 第1に定める基準値 ・鉛 0.01mg/l以下 ・六価クロム 0.05mg/l以下 ・四塩化炭素 0.002mg/l以下 ・1,2-ジクロロエタン 0.004mg/l以下 ・シス-1,2-ジクロロエチレン 0.04mg/l以下 ・1,1-ジクロロエチレン 0.02mg/l以下 ・トリクロロエチレン 0.03mg/l以下 ・テトラクロロエチレン 0.01mg/l以下 ・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 10mg/l以下
		ア 河川	「水質汚濁に係る環境基準について」 (昭和46年12月28日環境庁告示第59号) 第1の2の(1)に定める基準値 ア 河川 生物化学的酸素要求量 A類型 2mg/l以下 B類型 3mg/l以下 C類型 5mg/l以下 D類型 8mg/l以下 E類型 10mg/l以下
	② 生活環境項目	イ 湖沼	イ 湖沼 化学的酸素要求量 A類型 3mg/l以下 B類型 5mg/l以下 全窒素 全磷 Ⅲ類型 0.4mg/l以下 0.03mg/l以下 Ⅴ類型 1mg/l以下 0.1mg/l以下
		ウ 海域	ウ 海域 化学的酸素要求量 A類型 2mg/l以下 B類型 3mg/l以下 C類型 8mg/l以下 全窒素 全磷 Ⅱ類型 0.3mg/l以下 0.03mg/l以下 Ⅲ類型 0.6mg/l以下 0.05mg/l以下 Ⅳ類型 1mg/l以下 0.09mg/l以下
3	騒音	騒音	「騒音に係る環境基準について」 (平成10年9月30日環境庁告示第64号) 第1に定める基準値 昼間 夜間 A A類型 50dB以下 40dB以下 A及びB類型 55dB以下 45dB以下 C類型 60dB以下 50dB以下 ただし、次に掲げる地域に該当する地域については、目標値は上記によらず 下記の基準値とする。 A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域 昼間 夜間 60dB以下 55dB以下



区 分	項 目	目 標
3 騒音	騒音	B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域 昼間 65dB以下 夜間 60dB以下 この場合において幹線交通を担う道路に近接する空間については、上記にかかわらず、特別として下記の基準値とする。 昼間 70dB以下 夜間 65dB以下
	航空機騒音	「航空機騒音に係る環境基準について」 (昭和48年12月27日環境庁告示第154号) 第1に定める基準値 I 類型 70WECPNL以下 II 類型 75WECPNL以下

表2-1-2 公共団体等の実施する主な公害対策事業

(19～22年度)

事業名	内 容
下水道整備	増加処理人口 250千人
廃棄物処理整備	処理能力 (事業実施団体数)
ごみ処理施設	2121t/日 (2市等)
粗大ごみ処理施設	102t/日 (1市)
し尿処理施設	56kl/日 (1市)
リサイクルセンター	62t/日 (2市)
ストックヤード	8,430㎡ (1市)
監視測定体制整備	監視測定機器の整備等
公害防止調査研究	有害大気汚染物質調査等
公園緑地等整備	県立公園整備事業等
交通対策	交差点改良、交差点立体化道路整備等
地盤沈下対策	河川流量調整

表2-1-3 公害対策事業の事業費

(19～22年度)

事業名			計画期間内計画事業費 (百万円)	
公害対策事業	適特例事業負担	下水道整備	23	
	特例負担非適用事業	下水道整備	公共下水道等	132,185
			流域下水道	36,322
		施設整備	ごみ処理施設	19,586
			し尿処理施設	2,562
		監視測定体制設備	15	
		公害防止調査研究	275	
	その他	7,539		
	公害関連事業	公園緑地等整備	26,261	
		交通対策	36,614	
地盤沈下対策		471		
その他		2,362		
合 計			264,215	

表2-1-4 計画における事業者の講ずる措置に係る事業費

(19～22年度)

	計画期間内計画事業費 (百万円)
大 気 関 係	20,274
水 質 関 係	12,788
騒 音・悪 臭 関 係	1,168
産 業 廃 棄 物 関 係	1,772
そ の 他	19,216
合 計	55,218

## 第8節 公害防止協定

### 1. 制度の概要

企業の事業活動に伴って発生する公害を防止し、地域住民の健康の保護と生活環境の保全を図ることを目的に、法令を補完し、法令よりも厳しい排出基準等を設定することなどにより地域と企業の実情に応じたきめ細かい指導を行うため、企業と公害防止協定を締結しています。

公害防止協定は、県、地元市、企業の三者間で締結した「公害の防止に関する協定（基本協定）」と同協定に基づく「公害の防止に関する細目協定（細目協定）」からなっています。

### 2. 締結の経緯

昭和43年11月に東京電力(株)と公害防止協定を締結した（昭和49年に改正）のをはじめとして、19年11月現在、千葉臨海地域に進出している主要企業53社62工場との間で協定を締結しています。(表2-1-5)

### 3. 基本協定の概要

基本協定は、公害防止の理念、年間計画書、事前協議、緊急時の措置、被害補償等協定の基本的な事項について定めています。

### 4. 細目協定の概要

細目協定は、基本協定に基づき具体的な排出量、排出濃度、監視等について期間を定めて締結しており、現在の細目協定は17年1月20日付けで更新されています。

#### (1) 適用期間

17年4月1日から22年3月31日まで

#### (2) 協定の内容

##### ア 大気汚染の防止

(ア) 硫酸化物、窒素酸化物及びばいじんについて全協定工場の排出総量及び工場ごとの\*総量規制等を定めています。

(イ) 炭化水素について、これを発生する原油、揮発油、ナフサ等を対象に屋外タンク、出荷

施設、使用施設及び製造施設ごとに排出防止のための施設基準を定めています。

##### イ 水質汚濁の防止

(ア) COD等の汚濁負荷量については総量規制を定めています。

(イ) 東京湾富栄養化対策として窒素、りんについて排出水中の濃度、負荷量を定めています。

(ウ) トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等の有害物質について、排出基準を定めています。

##### ウ その他

地盤沈下対策として地下水採取総量等を定めているほか、地球温暖化物質の排出抑制や地質汚染の防止対策、化学物質による環境汚染の未然防止対策、騒音、悪臭対策についても定めています。

### 5. 公害防止協定の取組

法令よりも厳しい基準を盛り込んだ公害防止協定により、これまで大気汚染や水質汚濁などの産業公害の防止に大きな成果を上げてきました。

しかし、17年2月以降4工場において排水の水質測定結果を協定値内に書き換えるなどの協定違反が相次いで判明したことから、協定が築いてきた公害防止の歴史や意義や企業の社会的責任を十分再認識して企業経営に当るよう、それぞれ再発防止と抜本的な対策を強く指示しています。

### 6. かずさ環境協定

千葉臨海地域に進出している主要企業と締結しているこの公害防止協定とは別に、かずさアカデミアパークに対する総合的な環境保全対策を目的として、県、地元市、企業等の三者間で「かずさ環境協定」を締結することとしています。

6年6月に(財)かずさディー・エヌ・エー研究所と協定を締結したのをはじめとして、19年11月末現在、19事業所との間で協定を締結しています(表2-1-6)。今後もかずさアカデミアパークへの事業所進出に伴い、協定締結の申し入れを行っていく予定です。なお、「かずさ環境協定」の概要は次

のとおりです。

( 1 ) 環境の維持・向上のための基本的方向

かずさアカデミアパーク及びその周辺地域の環境の向上や環境への負荷の軽減等協定の目的を定めています。

( 2 ) 環境活動の内容

環境活動の総合的推進、法令等による環境保全対策の実施、新たな環境汚染の未然防止、廃棄物の適正処理等、事業所が実施すべき環境活動について定めています。

( 3 ) 環境活動管理制度

環境保全組織の整備、環境への影響の把握、環境報告書の作成、住民との交流の促進、事前協議、事故に関する対応、報告及び調査等環境活動を管理するための制度について定めています。

( 4 ) 責務の確認

違反時の措置、被害補償、情報の適正な管理、地位の承継等について、定めています。

表2 1 5 公害防止協定締結工場 ( 19年11月現在 )

関係市	工場名	所在地	公害防止協定締結年月日
千葉市	J F E スチール(株)東日本製鉄所 (千葉地区)	千葉市中央区川崎町 1	49. 1. 21
	東京電力(株)東火力事務所千葉火力発電所	〃 〃 蘇我町2-1377	〃
	J F E 銅板 (株) 千葉製造所	〃 〃 塩田町385-1	51. 6. 14
	新東日本製糖 (株) 本社工場	〃 美浜区新港36	〃
	サミット美浜パワー千葉みなと発電所	〃 〃 35	〃
	(株) J-オイルミルズ千葉工場	〃 〃 230	〃
	美浜シーサイドパワー(株)新港発電所	〃 〃 228-1	16. 1. 26
市原市	昭和電工 (株) 千葉事業所	市原市八幡海岸通3	49. 1. 21
	キャボットジャパン(株)千葉事業所	〃 〃 3	〃
	王子コーンスターチ(株)千葉工場	〃 〃 9	〃
	大日本インキ化学工業(株)千葉工場	〃 〃 12	〃
	旭硝子 (株) 千葉工場	〃 五井海岸10	〃
	チッソ石油化学(株)五井製造所	〃 〃 5-1	〃
	丸善石油化学(株)千葉工場	〃 〃 3	〃
	コスモ石油(株)千葉製油所	〃 〃 2	〃
	東京電力(株)東火力事業所五井火力発電所	〃 〃 1	〃
	電気化学工業(株)千葉工場	〃 五井南海岸6	〃
	日本曹達(株)千葉工場	〃 〃 12-8	〃
	協和発酵ケミカル(株)千葉工場	〃 〃 11	〃
	宇部興産(株)千葉石油化学工場	〃 〃 8-1	〃
	極東石油工業(株)千葉製油所	市原市千種海岸1	〃
	東レ(株)千葉工場	〃 〃 2-1	〃
	J S R (株) 千葉工場	〃 〃 5	〃
	三井化学(株)市原工場	〃 〃 3	〃
	出光興産(株)千葉製油所	〃 姉崎海岸2-1	〃
	出光興産(株)千葉工場	〃 〃 1-1	〃
	東京電力(株)東火力事務所姉崎火力発電所	〃 〃 3	〃
住友化学(株)千葉工場 (姉崎地区)	〃 〃 5-1	〃	
日本板硝子(株)千葉事業所	〃 〃 6	〃	

関係市	工場名	所在地	公害防止協定締結年月日
市 原 市	古河電気工業(株)千葉事業所	市原市姉崎海岸6	49. 1. 21
	日立化成工業(株)五井事業所	〃 五井南海岸14	〃
	旭ペンケミカル(株)千葉工場	〃 五井海岸10	〃
	三井造船(株)千葉事業所	〃 八幡海岸通1	51. 6. 14
	三菱製綱(株)千葉製作所	〃 〃 1-6	5. 1. 8
	三井製糖(株)千葉工場	〃 〃 2-16	5. 3. 12
	京葉モノマー(株)	〃 〃 2-16	7. 2. 9
	市原エコセメント(株)	〃 〃 1-8	13. 3. 28
	(株)バイサイドエナジー市原発電所	〃 五井南海岸8-9	15. 5. 14
袖 ヶ 浦 市	住友化学(株)千葉工場(袖ヶ浦地区)	袖ヶ浦市北袖9-1	49. 1. 21
	富士石油(株)袖ヶ浦製油所	〃 〃 1	〃
	吉野石膏(株)千葉第一工場	〃 〃 18	〃
	東邦化学工業(株)千葉工場	〃 〃 10	〃
	広栄化学工業(株)工場	〃 〃 25	〃
	片倉チッカリン(株)千葉工場	〃 〃 13	〃
	日産化学工業(株)袖ヶ浦工場	〃 〃 11-1	〃
	日本燐酸(株)	〃 〃 14	〃
	東京電力(株)東火力事業所袖ヶ浦火力発電所	〃 中袖2-1	〃
	旭化成ケミカルズ(株)川崎製造所千葉工場	〃 〃 5-1	〃
	チヨダウーテ(株)千葉工場	〃 北袖12-1	61. 4. 1
	吉野石膏(株)千葉第二工場	〃 南袖52	元. 12. 22
	(株)荏原製作所袖ヶ浦事業所	〃 中袖20-1	4. 7. 10
	(株)川重ガスタービン研究所	〃 南袖50-1	6. 1. 18
	(株)エヌエスエネルギー袖ヶ浦袖ヶ浦発電所	〃 中袖5-1	15. 3. 25
	東京瓦斯(株)袖ヶ浦工場	〃 〃 1-1	15. 9. 30
(株)中袖クリーンパワー 中袖クリーンパワー発電所	〃 〃 5-1	18. 4. 18	
吉野石膏(株)千葉第三工場	〃 南袖46-48	18. 10. 6	
エコシステム千葉(株)	〃 長浦拓1号1-51	19. 7. 6	
木更津市	(株)かずさクリーンシステム	木更津市新港17-2	13. 11. 16
君津市	君津共同火力(株)	君津市君津1	49. 1. 21
木更津市 君津市 富津市	新日本製鐵(株)君津製鐵所	君津市君津1	49. 1. 21
富津市	東京電力(株)東火力事業所富津火力発電所	富津市新富25	60. 9. 27
	新日本製鐵(株)技術開発本部総合技術センター	〃 〃 1	49. 3. 30
計			53社62工場

表2-1-6 かずさ環境協定締結事業所（19年11月現在）

立地市	事業所名	協定締結日	
木更津市	(財)かずさディー・エヌ・エー研究所	6. 6. 21	
	田辺三菱製薬(株)かずさ事業所	9. 11. 25	
	千葉県かずさインキュベーションセンター	10. 12. 28	
	(独)中小企業基盤整備機構かずさ新事業創出型事業施設 (クリエイション・コアかずさ、かずさバイオインキュベータ)	12. 11. 10	
	クリエイション・コアかずさ入居者※		
	(株)天然素材探索研究所	13. 1. 12	
	(株)プロテイン・エクスプレス	13. 1. 12	
	(株)ホンダ・リサーチ・インスティテュート・ジャパン	13. 1. 12	
	マナック(株)	15. 1. 17	
	ビオックス・テクノロジー(株)	15. 9. 12	
	かずさバイオインキュベータ入居者※		
	学校法人城西大学（城西国際大学）	16. 6. 4	
	帝國製薬(株)	17. 8. 26	
	(有)ケアティス	17. 12. 1	
	(株)ジナリス	18. 6. 16	
(独)製品評価技術基盤機構 生物遺伝資源保存施設、生物遺伝資源開発施設	14. 2. 13		
君津市	佐藤製薬(株)かずさアカデミア工場	14. 3. 29	
	河村産業(株)かずさ工場	15. 5. 2	
	凸版印刷(株)	15. 9. 24	
	児玉工業(株)本社工場	17. 7. 22	
	弘洋電子機器(株)かずさアカデミア工場	18. 11. 1	

※(独)中小企業基盤整備機構が設置しているクリエイション・コアかずさ、かずさバイオインキュベータにおいては、設置者と協定を締結しているほか、入居している各事業所とも個別に締結しています。

## 第9節 環境影響評価制度等

### 1. 環境の汚染を未然に防止する制度

環境の汚染を未然に防止するため、県においては、環境影響評価制度、宅地開発や工業団地への事業場の立地に際しての事前審査等の制度を設けています。

環境影響評価制度は、開発事業等を行う事業者が、事業の実施に伴って生ずる環境への影響について事前に調査・予測・評価を行うとともに環境の保全のための措置の検討を行い、住民や行政機関などの意見を取り入れつつ、その事業の実施の際に環境の保全への適正な配慮を行うための仕組みであり、環境アセスメントともいいます。

事前審査制度は、環境影響評価制度の対象規模未達の宅地開発や、臨海部・内陸部の工業団地への事業場の立地に当たって、県が環境の保全の見地から事前審査を行うものであり、これらの制度の運用により、公害の発生の未然防止と地域の環境の保全の確保が総合的に図られるよう努めています。

### 2. 環境影響評価制度の概要

#### (1) 経緯

県では、昭和55年に、環境影響評価に関する手続等を定めた「千葉県環境影響評価の実施に関する指導要綱」を制定し、56年以降、100件を越す事業について環境影響評価の実施を指導してきました。

一方、国においても、昭和59年に閣議決定により定められた要綱等により、国が実施又は関与する事業について環境影響評価の実施が図られてきましたが、平成9年6月に、閣議決定要綱を充実・改善する形で、新たな手続や考え方が取り入れられた「環境影響評価法」が制定され、法律に基づく統一的な環境影響評価制度が確立されました。

同法の制定を受け、県においても、指導要綱の見直しを行い、10年6月に「千葉県環境影響評価条例」を制定・公布し、同法とともに11年6月から施行されています。

#### (2) 環境影響評価法

現在、環境影響評価制度は、環境影響評価法と千葉県環境影響評価条例の2本立てで運用されています。このうち、法は、規模が大きく環境に著しい影響を及ぼす可能性のある事業を対象として環境影響評価手続を定めています（対象事業の種類・規模については表2-1-7参照）。

環境影響評価法に基づき実施される手続の概要は以下のとおりです。

##### ア 第二種事業についての判定（\*スクリーニング）

必ず環境影響評価を行う「第一種事業」よりも一定の範囲で規模が小さい「第二種事業」を行おうとする事業者は、環境影響評価手続を行う必要があるかどうかの判定を受けます。

##### イ 環境影響評価方法書（以下「方法書」という。）の手続（\*スコーピング）

事業者は、環境影響評価（調査・予測・評価）の項目や方法を記載した方法書を縦覧します。

方法書についての関係市町村長意見及び住民等の意見、学識経験者等で構成される環境影響評価委員会の答申を踏まえ、知事は事業者に対して意見を述べます。

##### ウ 環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）の手続

事業者は、方法書の手続を経て、選定した項目や手法により実施した環境影響評価の結果を記載した準備書を縦覧し、方法書と同様、知事は事業者に対して意見を述べます。

##### エ 環境影響評価書（以下「評価書」という。）の手続

準備書に対する意見を踏まえ内容を修正した評価書に対して、許認可等権者は、環境大臣の意見を踏まえた意見を事業者に述べ、事業者は、評価書の補正を行った上で縦覧します。

#### (3) 千葉県環境評価条例

千葉県環境影響評価条例は、条例の対象となる事業について行うべき環境影響評価手続と、法の

対象となる事業について法に基づき環境影響評価  
手続が実施される場合における本県独自の付加手  
続を定めています。

千葉県環境影響評価条例に基づき実施される手  
続の流れは、環境影響評価法の手続とほぼ同様で  
すが、事業計画概要書に関する手続が行われる  
点、方法書等の公告・縦覧を事業者に代わって知  
事が行う点や、評価書に対して意見を述べるのが  
免許等を行う者ではなく知事である点などが法の  
手続と異なっています（手続の流れについては図  
2-1-1参照）。

また、条例により法の手続に付加される手続と  
して、スクリーニングにおける届出書面の縦覧、  
準備書への意見に対する事業者見解を記載した書  
面（見解書）の縦覧、環境影響評価委員会への諮  
問、公聴会の開催、事後調査報告書の提出などの  
規定が設けられています。

なお、対象事業の種類・規模や、環境影響評価  
を実施するための技術的指針について定めた規則  
や環境影響評価技術細目等を制定し、条例と併せ  
て運用しています。

#### （４）平成 18 年度中の環境影響評価実施状況

18年度は、環境影響評価法及び千葉県環境影響  
評価条例に基づき、次のとおり、合計 3 件の事業  
について、環境影響評価の手続が行われており、  
それぞれの事業に対する知事意見はホームページ  
に掲載しています。

また、事業を実施している事業者から事後調査  
報告書が適宜提出されました。

ア 法対象事業（対象事業の種類・規模・手続状  
況）

- 1 一般国道468号首都圏中央連絡自動車道(大  
栄～横芝)建設事業（一般国道の新設・道路  
の長さが約18.5km・準備書手続）

イ 条例対象事業

- 1 （仮称）成田市・富里市新清掃工場整備事  
業（廃棄物焼却施設の新設・処理能力224t  
／日・方法書手続）
- 2 君津環境整備センター増設事業（廃棄物最  
終処分場の変更・埋立処分面積3.3ha・方法

書手続)

### 3．開発行為の事前調査

県内で10ha以上の宅地開発及び工業団地の造  
成等を行おうとする者は、「都市計画法」「宅地開  
発事業等の基準に関する条例」などに基づく許可  
等の申請を行う前に「宅地開発事業指導要綱」等  
に基づき関係部局へ協議することになっています。

このため事業者は、土地利用を含めた事業計画  
を始め、開発行為が地域の環境に及ぼす影響及び  
環境保全対策などについて記載した環境保全計画  
書を作成し、環境全般に関する審査・指導を受け  
ることとなります。

なお、環境保全対策の充実が必要と認められる  
事業については、計画の変更を含めた必要な措置  
を講ずるように指導し、環境の保全に努めていま  
す。

## 第10節 環境月間等

昭和47年6月、スウェーデンのストックホルム  
で、「かけがいのない地球」をスローガンに国連  
人間環境会議が開かれ、人間環境を守り良くする  
ための共通の考え方を示した「人間環境宣言」が  
採択され、地球環境を守るための国際機関の設置  
が決められました。

これを受けて我が国では環境庁の主唱により昭  
和48年から6月5日からの1週間を「環境週間」に、  
平成3年からは6月を「環境月間」とし、さらに  
5年には環境基本法により6月5日が「環境の日」  
と定められました。

#### 1 .千葉県環境月間行事の実施

県では、昭和48年から6月を「千葉県環境月間」  
として、毎年各種の啓発行事を展開しています。

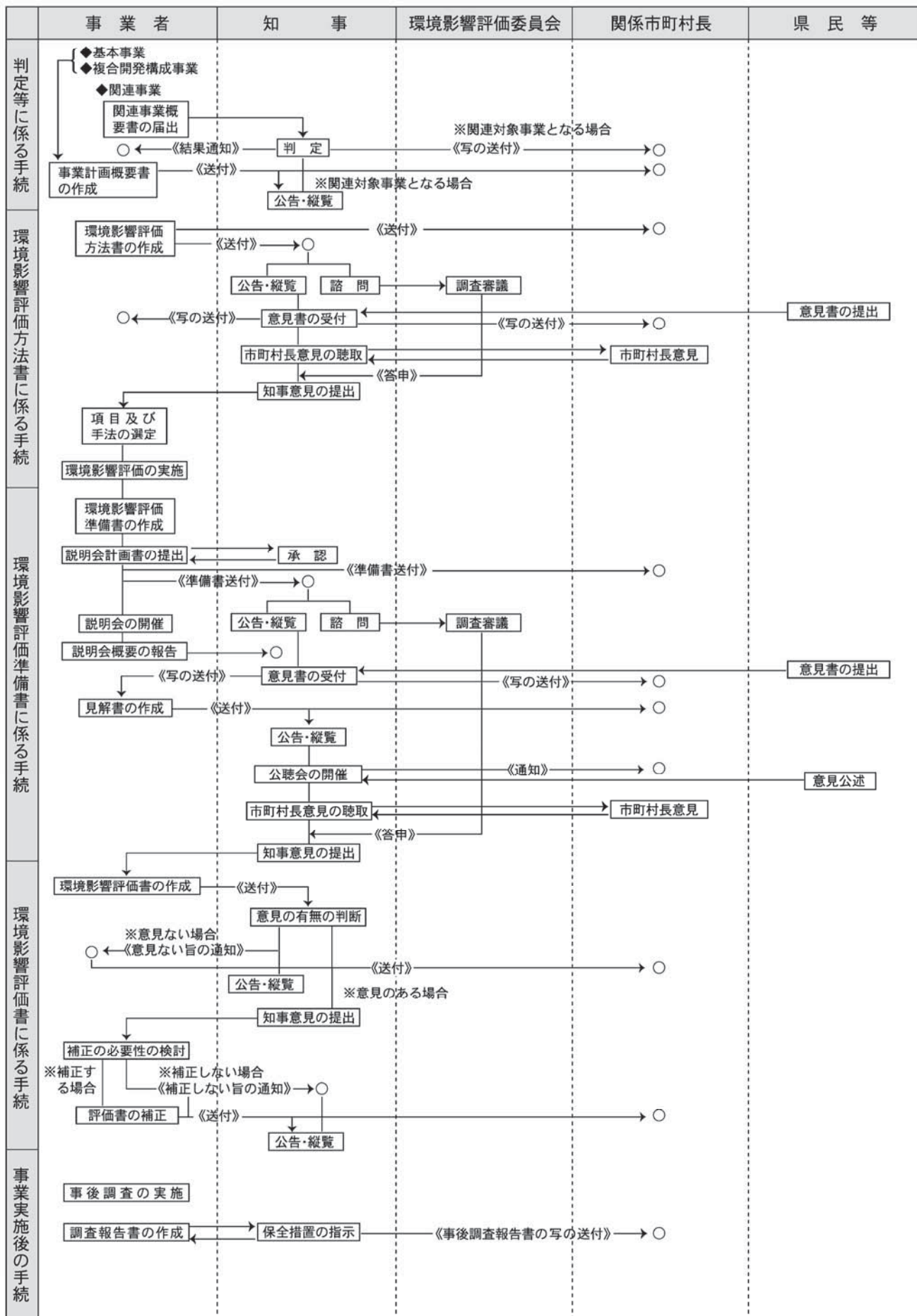
19年度の主な環境月間行事は表2-1-8のとおり  
であり、「ぼくたちの力で減らそう CO2」を  
テーマに各種行事を展開し、環境保全の重要性に  
ついて県民の理解を求めました。

表2-1-7 環境影響評価法・千葉県環境影響評価条例の対象事業の種類 / 規模

	環境影響評価法の第1種事業	環境影響評価法の第2種事業	千葉県環境影響評価条例の対象事業（基本事業）
1 道路の新設又は改築			
高速自動車国道 首都高速道路等 自動車専用道路 一般国道 県道・市町村道・農道 林道 自然公園等の区域内	すべて 4車線以上 4車線以上・10km以上 幅員6.5m以上・20km以上	—— —— 4車線以上・7.5km～10km 幅員6.5m以上・15km～20km	—— —— 4車線以上 4車線以上・7.5km～10km 4車線以上・10km以上 幅員6.5m以上・10km～20km 2車線以上
2 河川工事			
ダム 堰 湖沼水位調節施設 放水路	貯水面積100ha以上 湛水面積100ha以上 改変面積100ha以上 改変面積100ha以上	貯水面積75ha～100ha 湛水面積75ha～100ha 改変面積75ha～100ha 改変面積75ha～100ha	貯水面積75ha～100ha 湛水面積75ha～100ha 改変面積75ha～100ha 改変面積75ha～100ha
3 鉄道又は軌道の建設又は改良			
新幹線鉄道 普通鉄道 モノレール 軌道	すべて 長さ10km以上 長さ10km以上	—— 長さ7.5km～10km 長さ7.5km～10km	—— 長さ5km～10km 長さ5km以上 長さ5km～10km
4 飛行場及びその施設の設置又は変更			
	滑走路長 2500m以上	滑走路長 1875m～2500m	滑走路長 1875m～2500m
5 発電用電気工作物の設置又は変更			
水力発電所 火力発電所 地熱発電所 原子力発電所	出力3万kw以上 出力15万kw以上 出力1万kw以上 すべて	出力2.25万kw～3万kw 出力11.25万kw～15kw 出力0.75万kw～1万kw ——	出力2.25万kw～3万kw 出力11.25万kw～15万kw —— ——
6 廃棄物最終処分場の設置又は変更			
	埋立面積30ha以上	埋立面積25ha～30ha	埋立面積4ha～30ha
7 公有水面その他の水面の埋立て又は干拓			
	面積50ha超	面積40ha～50ha	面積40ha～50ha
8 土地区画整理事業			
住宅・工場・研究施設上記以外	面積100ha以上（都計事業）	面積75ha～100ha（都計事業）	面積50ha以上 面積75ha以上
9 新住宅市街地開発事業			
	面積100ha以上	面積75ha～100ha	面積75ha～100ha
10 工業団地造成事業			
	面積100ha以上	面積75ha～100ha	面積50ha～100ha
11 新都市基盤整備事業			
	面積100ha以上	面積75ha～100ha	面積75ha～100ha
12 流通業務団地造成事業			
	面積100ha以上	面積75ha～100ha	面積75ha～100ha
13 宅地開発事業			
住宅・工場・研究施設上記以外	面積100ha以上 （都市機構他の事業）	面積75ha～100ha （都市機構他の事業）	面積50ha以上面積75ha以上
14 レクリエーション施設用地造成事業			
総合遊園地など ゴルフ場（新設） ゴルフ場（増設）	—— —— ——	—— —— ——	面積75ha以上 18ホール以上 9ホール以上
15 工場の新設又は増設			
	—— ——	—— ——	排水量1万m <sup>3</sup> /日又は 燃料使用量20t/時以上
16 終末処理場の新設又は増設			
	—— ——	—— ——	敷地面積15ha又は 計画処理人口20万人以上
17 し尿処理施設の新設又は増設			
	—— ——	—— ——	処理能力250kl/日以上
18 廃棄物焼却等施設の新設又は増設			
焼却施設 熔融施設	—— ——	—— ——	処理能力100t/日以上 処理能力100t/日以上
19 砂利等採取事業			
	—— ——	—— ——	採取場面積30ha以上
20 土砂等の埋立て等の事業			
自然公園等の区域内 自然公園等の区域外	—— ——	—— ——	埋立面積10ha以上 埋立面積40ha以上



図2-1-1 千葉県環境影響評価条例に基づく環境影響評価手続の流れ



## 2. 環境保全功労者の表彰

環境保全功労者の表彰については、環境保全のために顕著な功労のあった者を環境保全功労者（千葉県環境賞）として昭和52年度から、地域環境保全に顕著な功績のあった者を地域環境功労者知事感謝状被贈呈者として昭和56年度からそれ

ぞれ表彰しており、19年度までの被表彰者は、千葉県環境賞84名（個人58名、団体26団体）、地域環境功労者知事感謝状被贈呈者111名（個人76名、団体35団体）となっています。

なお、19年度の被表彰者は表2-1-9のとおりです。

表2-1-8 主な環境月間関連行事実施結果一覧（19年度）

行事名	内容	場所	期日
千葉県環境月間表彰式	環境保全に関するポスター・作文・標語の募集を行い、優秀作品について表彰を行った。知事表彰ポスター（9名）、作文（8名）、標語（7名）〈応募総数1,970点〉	千葉県庁	6月6日
愛鳥作品コンクール	愛鳥思想の普及啓発を図るため、小・中・高校生を対象に愛鳥ポスターを募集し、表彰を行った。	千葉県庁	募集締切 6月30日 表彰式 8月28日
鳥獣保護功労者表彰式	鳥獣保護活動における功績のあった個人・団体を表彰した。	千葉県庁	6月4日
ゲンジボタル観賞の夕べ第2回	ゲンジボタルの集団発光の観察した。	スポット7 ホテルの里 （大原町山田地区）	6月2日
磯の生き物をさがそう	磯の生物を観察した。	いすみ市岩船海岸	6月16日
海辺の植物を見にいこう	日本で最初に指定された天然記念物「太東海浜植物群落」とその周辺の植物を観察した。	「太東植物群落」 指定地周辺 （岬町和泉地区）	6月23日
やさしいカヌー（基礎編）	施設内のミニハーバーで、カヌーの基礎を学んだ。	千葉県立水郷 小見川少年自然の家	6月3日
みんなおいでよ！ プラネタリウム	季節の星空や星座の物語をプラネタリウムのドームいっぱい投影し、親子で楽しんだ。	千葉県立手賀の 丘少年自然の家	6月17日
プラネタリウム 一般公開	季節の代表的な星座のほか、星の見つけ方や星座にまつわる神話を紹介した。	①千葉県立君津 亀山少年自然の家 ②千葉県立水郷 小見川少年自然の家	①6月16日 ②6月24日
初めてのさかな釣り 防波堤からはじめよう	仕掛け作りや釣りのマナーなど、魚釣りの基礎を学んだ。	千葉県立大房岬 少年自然の家	6月2日～ 3日
ステップアップ 体験教室 東京湾三番瀬の生きもの	三番瀬にて干潟の生きものを観察し、区画法を用いた生物生息状況調査を体験した。	船橋市	6月3日
ミュージアムトーク 今月は環境月間です	6月5日の世界環境デーをアピールした。	千葉県立中央 博物館	6月3日

行事名	内 容	場 所	期 日
ステップアップ 体験教室 耳をすましてごらん2	生態園の森と池の音風景を音声識別装置「ききみみずきん」で記録した。	千葉県立中央 博物館	6月10日
大人おすすめ講座 環境教育ワーク ショップ 持続可能な社会のた めの教育	「持続可能な開発のための教育」には何が必要か考察する講座を実施した。	千葉県立中央 博物館	6月23日
みんなの観察会 手賀沼水草探検隊	手賀沼流域を歩きながら水生植物の生育状況を調べ、流域地図を作成した。	我孫子市	6月24日
ザリガニ釣り	池でザリガニ釣りを体験した。	千葉県立中央 博物館 大利根分館	6月2、9、 16、23日
親子で磯の生きもの を探そう	親子で磯の生きものを観察した。	勝浦市	6月17日
県民の日・開館記念日 科学館フェア「ソー ラーカー乗車会」	サイエンス広場でソーラーカーの乗車会を行った。(参加者36組108名)	千葉県立 現代産業科学館	6月15日
海藻押し葉教室	館山湾で見られる海藻を利用し、自作の標本や部屋の飾り物の押し葉を製作した。	千葉県立安房 博物館	6月15日
千葉県環境研究セン ター 一般公開	研究室等の公開を実施。	①大気部他 (市原市) ②水質地質部 (千葉市)	①6月11日 ～15日 ②6月4日 ～10日
千葉県環境研究セン ター 公開講座	「ふれてみよう房総の地質環境」をテーマに、実験・体験を通じて地質環境について学ぶ講座を実施した。	県環境研究セン ター水質地質部 (千葉市)	6月9日
産業廃棄物収集運搬 車両の一斉路上調査	県内で運搬されている産業廃棄物の実態を把握し、適正処理の推進を図るため、産廃の収集運搬車両を路上で調査した。	千葉県習志野市 東関東自動車道 下り習志野料金 所	6月7日
産業廃棄物不法投棄 監視一斉パトロール	市町村及び県民センター管轄の不法投棄監視パトロールを実施した。	千葉市、船橋市 を除く千葉県内 市町村及び県民 センター	6月
産業廃棄物不法投棄 監視合同パトロール	県、柏市、県警合同で、柏市内にある監視重点地域のパトロールを実施した。	柏市	6月4日

表2 1 9

## 1 千葉県環境賞

氏名(名称)	功績分野	功 績 概 要
小山 泰正	公害防止	平成7年3月に千葉県公害審査会委員に就任以降、4期12年の在任期間に3度の調停事件の調停委員を努めるなど、薬学の専門家として公害紛争の解決に尽力し、本県の環境行政の推進に貢献した。
有馬 富穂	公害防止	平成9年環境カウンセラーに登録以来、県公害審査会委員や八千代市環境保全計画推進会議会長、県及び市の環境モニター等として、地域の環境保全に係る指導、普及・啓発に努めるなど環境保全の推進役として率先垂範している。 また、化学物質アドバイザー、千葉県地球温暖化防止活動推進員、エコアクション21審査人としても環境保全活動に尽力している。
本吉 光隆	公害防止	昭和58年に木更津市公害対策審議会委員に就任し、平成13年に木更津市環境審議会に名称変更時からは同審議会会長として、医学的な専門知識を活かし、環境保全に関する事項を調査審議し、市長に答申するなど木更津市の環境行政の推進に貢献している。 また、平成12年から15年の間、千葉県環境審議会委員として県の環境保全に関して基本的事項の調査審議にも携わった。

## 2 地域環境功労者知事感謝状

氏名(名称)	功績分野	功績概要
蓑輪 顕 寿	自然保護	<p>長年にわたり自然保護指導員として、毎日南房総国立公園内の巡回・監視を続け園内の清潔良好状態の維持増進に尽力している。</p> <p>また、同国立公園内の麻綿原紫陽花公園にある5万株にも及ぶ紫陽花の管理を中心に自然保護活動に努め、訪れる観光客の目を楽しませるとともに、自然保護の大切さを訴えている。</p>
五十嵐 康 恵	自然保護	<p>長年にわたり自然保護指導員として、水郷筑波国立公園内にある海鹿島・君ヶ浜の漂着物の異状の有無等に注意を払いながら巡回、監視を続けている。</p> <p>また、観光客に対して景勝地の案内や海鳥・海岸植物の紹介を行うなど、国立公園の自然環境の保全と普及啓発に努めており、地域に根ざした地道で継続的な活動は高く評価に値する。</p>
加藤 武 司	環境保全	<p>長年にわたり、ぶどう作り、米作りの指導をとおして、学校ぐるみ・地域ぐるみで自然環境保全のための啓発活動に取り組んでいる。</p> <p>また、平成8年からは鋸南町環境審議会委員として鋸南町の環境行政に関わるとともにごみゼロ運動や町内一斉清掃等にも積極的に取り組むなど環境保全・環境美化にも尽力している。</p>
メイク松戸 ビューティフル	環境美化	<p>当会は、JR松戸駅周辺の早朝清掃していた市民有志により結成され、長年にわたり地域の環境美化活動を継続して実践している。</p> <p>また、団体としてポイ捨て防止キャンペーンや環境学習会、講演会、ポイ捨てごみの調査活動を行うなど美しいまちづくりに貢献している。</p>
大堀川の水辺を きれいにする会	環境保全	<p>長年にわたり、地域の河川を住民自らの手で取り戻すため、市民参加による清掃活動や河川の生物・水質調査、花畑作り、小学校での環境学習活動に積極的に取り組み、地域の環境団体のリーダー的存在となっており、その功績は多大である。</p>

## 第11節 千葉県地域環境保全基金

### 1. 設置の趣旨

都市・生活型の環境問題に対する取組が実効を挙げるためには、県民等の自覚と行動が不可欠であることに加えて、県民のニーズも単に公害のない環境にとどまらず、快適でうるおいのある生活環境の形成等の質的な変化がみられるため、従前から行っている地域の環境保全対策を充実する必要があります。

また、地球環境問題をはじめ、複雑・多様化する環境問題に対応していくためには、地域の環境保全に関する事業等をさらに積極的かつ継続的に取り組んでいく必要があります。

このため、地域に根ざした環境保全に関する事業を展開する資金を安定的に確保するため、2年3月27日に「千葉県地域環境保全基金条例（以下「基金条例」という。）を公布・施行し、条例に基づく千葉県地域環境保全基金（以下「基金」という。）を2年3月30日に設置しました。

### 2. 基金の額

基金の額は、元年度に国の地域環境保全対策費補助金2億円を受けて5億円で造成し、その後、2年度及び6年度にそれぞれ5億円を追加造成しましたが、13年度末に、近年の環境問題に対する迅速な取り組みの必要性が増してきたことにより条例を改正し、特定の用途については、基金の処分ができることとして5億円を「ちば環境再生基金」へ充当したため、18年度末現在では、約10億4千万円となっています。

### 3. 基金運用益の処理及び使途

基金の運用から生ずる利益は、毎年度の歳入歳出予算に計上し、

- ・地域の環境保全活動に関する基盤整備事業
- ・地域の環境保全活動に関する知識の普及事業
- ・地域の環境保全のための実践活動に対する支援事業
- ・その他地域の環境保全活動に関する事業

に要する経費及び基金の管理に要する経費に充てることとしています。

- ・基金の18年度運用益は629千円であり、
- ・総合的環境学習推進事業に充当しました。

## 第12節 NPO等との連携の促進

現在の環境問題の多くは、特定の活動により生じるのではなく、人間のあらゆる活動から生じる問題です。このため、県民、NPO等の民間団体、事業者、教育機関、市町村、県などあらゆる主体が、環境と人の関わりについて関心を持ち、理解を深め、立場に応じた役割分担のもとで、環境に配慮した行動を自ら考え、自ら取り組んでいくことが求められます。

既に県内各地域で、多くの県民、NPO、事業者が、環境の保全活動に取り組んでいるところですが、相互の連携・協働を図り、地域から環境保全活動の輪を広げていくことが必要です。

このため、県では、NPOや事業者などの活動を支援する施策やNPOとの協働事業を推進しています。

### 1. 環境保全活動を行うNPOへの支援

本県では、重点施策のひとつとして「NPO立県千葉の実現」を掲げ、14年度からNPO施策を本格的にスタートさせました。

この一環として、NPOが自ら行う組織基盤強化を図る取組みや、地域への浸透や連携に向けた取組みなど、NPO自らが力量を向上する行為を奨励することで、県内NPOの自立促進とNPO活動のさらなる発展を目指すために、「NPOパワーアップ補助金事業」を実施しています。

19年度は全体で54件の応募があり、このうち環境分野では11件の応募があり、NPO法人印旛野菜いかだの会の「生物多様性の保全・復元と環境学習」、NPO法人ちば森林資源コンサープの「荒廃した森林整備と資源の有効活用を通じた森林環境保全」など、8件を補助対象として決定したと

ころです。

## 2．ちば環境再生計画推進に向けた取組

ふるさと千葉の自然の保全と再生を行うためには、地域住民やNPOなどとの連携が重要であることから、県民総参加による「ちば環境再生基金」を（財）千葉県環境財団に設置しました。

基金の事業活動の一つとして、NPO・民間活動団体が実施する県内での自然環境の保全と再生等の活動を公募し、助成を実施しています。

## 3．企業の環境保全活動への支援

民間の新たな環境技術の実用化を目指すエコテック・サポート制度により共同研究等を推進するとともに、企業、大学、県試験場等、産学官連携して「千葉県環境新技術開発事業化研究会」を設立し、環境関連分野の技術開発に取り組む企業を支援しています。

## 4．各主体との協働

県民、企業、NPO、行政等が連携して、地域から環境保全活動の輪を広げていくことが重要であることから、環境シンポジウムやエコメッセをパートナーシップによる実行委員会形式で開催し、よりよい環境づくりを目指しています。19年度に策定された「千葉県環境基本計画」、「生物多様性ちば県戦略」、「千葉県環境学習基本方針」においても、策定に先立って「千葉県環境づくりタウンミーティング」が開催され、白紙の段階から多くの県民の方々の参画をいただきました。

また、NPOとの協働事業のため、意見交換会や協働事業の提案募集を実施しています。この協働事業提案で採択され、18年度に環境分野で「県立中央博物館における県民と専門家による千葉の干潟展開催事業」と「印旛沼再生への取組みを促進するための水環境調査（湧水の水質等）および環境学習の実施」の2事業が実施されました。

## 第13節 三番瀬の再生について

東京湾にはかつて136平方キロメートル以上の干潟がありましたが、昭和30年代の高度経済成長期以降、その90%以上が埋め立てられ、千葉県内でも三番瀬、富津、盤洲にかろうじて残るだけとなっています。

三番瀬は、東京湾の最奥に位置し、浦安市、市川市、船橋市、習志野市の埋立地に三方を囲まれている約1,800ヘクタールの干潟・浅海域です。昭和30年代から埋立てが計画され、昭和50年代半ばにかけてその一部が埋め立てられ、現在の海域の範囲となりました。

しかし、人々の考え方が開発と保全の構図から、自然との共生の実現を目指すものへと変化し、海岸や干潟、湿地は貴重な生態系であるという認識が高まり、地球規模での保全が求められるようになりました。そのような時代の流れの中で、三番瀬は東京湾の奥に残された貴重な自然環境であり、県民にとってもかけがえのない財産であるとして、13年、県はそれまでの埋立計画を中止し、三番瀬の再生を目指す新たな計画を県民参加のもとに策定することとし、14年1月、県民、地元住民、漁業関係者、環境保護団体関係者、専門家等で構成される三番瀬再生計画検討会議（円卓会議）を設置しました。

この会議では、日本ではほとんど例のない公共事業中止後の計画づくりについて、徹底した情報公開と住民参加により行う政策提言型の「千葉モデル方式」により2年間、計163回にわたり検討が行われ、16年1月に三番瀬再生計画案（円卓会議案）がとりまとめられ、知事に提出されました。

県では、円卓会議案をもとに、三番瀬再生会議（※）からの答申、県議会での議論及びパブリックコメントを踏まえて、「千葉県三番瀬再生計画」を策定しました。この計画は、三番瀬の再生の理念や目標を定めた「基本計画」と、具体的な再生事業を定めた「事業計画」とで構成されています。

18年12月に策定した基本計画では、自然環境の再生・保全と地域住民が親しめる海の再生を目指

(参考) 三番瀬再生計画の構成

## 基本計画

### 第1章 三番瀬の再生に関する施策 についての基本的な方針

#### 第1節 背景

#### 第2節 再生の目標

- 1 生物多様性の回復
- 2 海と陸との連続性の回復
- 3 環境の持続性及び回復力の確保
- 4 漁場の生産力の回復
- 5 人と自然とのふれあいの確保

#### 第3節 再生に当たっての進め方

- 1 科学的な知見及び漁業者の経験的な知見の活用
- 2 予防的態度及び順応的管理
- 3 賢明な利用
- 4 協働による取組

#### 第4節 東京湾の再生につながる広域的な取組

#### 第5節 計画・交流区域

- 1 計画区域
- 2 交流区域

### 第2章 三番瀬の再生に向けて 講ずべき施策

- 第1節 干潟・浅海域
- 第2節 生態系・鳥類
- 第3節 漁業
- 第4節 水・底質環境
- 第5節 海と陸との連続性・護岸
- 第6節 三番瀬を活かしたまちづくり
- 第7節 海や浜辺の利用
- 第8節 環境学習・教育
- 第9節 維持・管理
- 第10節 再生・保全・利用のための制度及び  
ラムサール条約への登録促進
- 第11節 広報
- 第12節 東京湾の再生につながる広域的な取組

### 第3章 三番瀬の再生の推進方法

- 第1節 事業の進め方
- 第2節 推進体制

## 事業計画

- |          |                 |                                      |
|----------|-----------------|--------------------------------------|
| 1 干潟・浅海域 | 5 海と陸との連続性・護岸   | 9 維持・管理                              |
| 2 生態系・鳥類 | 6 三番瀬を活かしたまちづくり | 10 再生・保全・利用のための制度及び<br>ラムサール条約への登録促進 |
| 3 漁業     | 7 海や浜辺の利用       | 11 広報                                |
| 4 水・底質環境 | 8 環境学習・教育       | 12 東京湾の再生につながる広域的な取組                 |



して、三番瀬の再生に関する施策についての基本的な方針、三番瀬の再生に向けて講ずべき施策及び三番瀬の再生の推進方法を定めています。再生目標として、「生物多様性の回復」、「海と陸との連続性の回復」、「環境の持続性及び回復力の確保」、「漁場の生産力の回復」及び「人と自然のふれあいの確保」の5項目を掲げ、具体的な取組を進めていくこととしています。

また、19年2月に策定した第1次事業計画は、基本計画に基づく三番瀬の再生に向けた第一歩となるもので、22年度までの5年間を計画期間としています。この間に取り組む事業として、既に着手している事業に加え、緊急性が高く早期着手が必要な事業や今後の具体化に向けて検討を行う事業等、44事業を位置づけています。今後、県では、三番瀬再生計画に基づき、県民、地域住民、漁業関係者、NPO、国、地元市等の多様な主体との連携・協働を図りながら、三番瀬の再生に取り組んでいきます。

※三番瀬再生会議

平成16年12月27日に設置された知事の諮問機関。県民、地元住民、漁業関係者、環境保護団体の関係者、専門家等により構成され、徹底した情報公開と住民参加による運営のもと、今後の三番瀬の再生に向けた県の取組について、意見を述べていくなどの役割をもっています。